

(公印省略)

住第887-7号

令和6年4月23日

公益社団法人全日本不動産協会群馬県本部長 様

群馬県県土整備部住宅政策課長 石関 史幸

住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置に係る
宅地建物取引業者の事務について（通知）

このことについて、別紙のとおり令和6年4月1日付け国住宅経法第51号により国土交通省住宅局長から通知がありましたので、貴会会員へ御周知いただきますようお願い申し上げます。

記

1 概要

市町村が行う住宅用家屋証明書の発行手続きに係る必要申請書類に「宅地建物取引業者が発行する確認書」が新たに創設された。

2 趣旨

審査に係る市町村の事務負担を軽減するため、従来の申立書等の確認に代えて、宅地建物取引業者が、買主である当該個人の依頼を受けて当該家屋の取得に係る取引の代理又は媒介をした場合には、当該宅地建物取引業者が発行する確認書の確認でも足りることとするもの。

3 適用日

令和6年7月1日

担当：住宅政策課宅建業係 潮来
電話：027-226-3525
F A X：027-221-4171